

教育長の臨時代理による事務処理について

令和2年3月27日の教育委員会において、教育長の臨時代理による事務処理の指示を受けた件について、次のとおり臨時代理により事務処理を行ったため、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第3条第2項の規定に基づき報告する。

1 指示により改正した規則

中野区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年中野区教育委員会規則第6号）

2 事務処理経過

3月27日 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例が東京都議会において可決

3月31日 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年東京都条例第22号）の公布

同日 教育長の臨時代理による一部改正の決定

同日 中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（令和2年中野区教育委員会規則第10号）の公布

3 改正内容

○ 都費負担教育職員の業務量の適切な管理等について規定 【第21条の2関係】

(1) 委員会は、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の基準の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

ア 1月について45時間

イ 1年について360時間

(2) 児童又は生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行う必要があると委員会が認める場合には、委員会は、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の基準の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

ア 1月について100時間未満

イ 1年について720時間

ウ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間

- エ 1年のうち、1月において45時間を超える月数について6月
- (3) 教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、委員会が別に定める。
- その他規定整備 【第24条関係】
 - ※ 改正文及び新旧対照表は別紙のとおり。

4 施行期日

令和2年4月1日

中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

中野区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年中野区教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第21条の次に次の1条を加える。

（教育職員の業務量の適切な管理）

第21条の2 委員会は、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号。以下「条例」という。）第4条の2の規定に基づき、教育職員が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（条例第12条及び条例第13条の規定による休日並びに条例第14条第1項の規定により指定された代休日以外の日（代休日が指定された勤務日を含む。）における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる基準の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1月について45時間

(2) 1年について360時間

2 前項の規定にかかわらず、児童又は生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行う必要があると委員会が認める場合には、委員会は、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる基準の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち、1月において45時間を超える月数について6月

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、委員会が別に定める。

第24条中「第6条の5」を「第6条の5（第3項を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

中野区立学校の管理運営に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 小学校及び中学校</p> <p><u>第3条～第21条 (略)</u></p> <p><u>(教育職員の業務量の適切な管理)</u></p> <p><u>第21条の2 委員会は、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号。以下「条例」という。）第4条の2の規定に基づき、教育職員が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）に規定する在学等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（条例第12条及び条例第13条の規定による休日並びに条例第14条第1項の規定により指定された代休日以外の日（代休日が指定された勤務日を含む。）における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる基準の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 1月について45時間</u></p> <p><u>(2) 1年について360時間</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、児童又は生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行う必要があると委員会が認める場合には、委員会は、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる基準の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 1月について100時間未満</u></p> <p><u>(2) 1年について720時間</u></p> <p><u>(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間</u></p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 小学校及び中学校</p> <p>第3条～第21条 (略)</p>

(4) 1年のうち、1月において45時間を超える
月数について6月

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、委員会が別に定める。

第3章 幼稚園

第22条・第23条 (略)

(準用規定)

第24条 第3条の3から第6条まで、第6条の5(第3項を除く。)、第11条の2から第11条の6まで、第13条、第14条、第16条、第17条及び第21条の規定は、幼稚園に準用する。この場合において、「校長」とあるのは「園長」と、「副校長」とあるのは「副園長」と、「学習指導要領」とあるのは「幼稚園教育要領」と、「学年別授業日数及び授業時数の配当」とあるのは「教育日数及び教育時数」と読み替えるものとする。

第4章 雑則 (略)

附 則 (略)

別表 (略)

第1号様式～第3号様式 (略)

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

第3章 幼稚園

第22条・第23条 (略)

(準用規定)

第24条 第3条の3から第6条まで、第6条の5、第11条の2から第11条の6まで、第13条、第14条、第16条、第17条及び第21条の規定は、幼稚園に準用する。この場合において、「校長」とあるのは「園長」と、「副校長」とあるのは「副園長」と、「学習指導要領」とあるのは「幼稚園教育要領」と、「学年別授業日数及び授業時数の配当」とあるのは「教育日数及び教育時数」と読み替えるものとする。

第4章 雑則 (略)

附 則 (略)

別表 (略)

第1号様式～第3号様式 (略)